

# 山梨県公報

号外第二十九号

平成二十五年

六月二十八日

金 曜 日

## 目 次

山梨県附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例	二
山梨県職員給与条例等の一部を改正する条例	三
山梨県市町村振興資金条例の一部を改正する条例	三
山梨県税条例の一部を改正する条例	四
山梨県動物の愛護及び管理に関する条例の一部を改正する条例	九
山梨県道路法施行条例の一部を改正する条例	一〇
山梨県立学校設置条例の一部を改正する条例	一一
山梨県職員の給与等の臨時特例に関する条例	一二
山梨県議会議員の議員報酬の特例に関する条例の一部を改正する条例	一七

## 条例のあらまし

- 山梨県附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例**(条例第三十七号)(行政改革推進課)
- 子ども・子育て支援法の施行に鑑み、子ども・子育て支援に関する施策について調査審議するための合議制の機関を設置することとした。
  - この条例は、公布の日から施行することとした。
- 山梨県職員給与条例等の一部を改正する条例**(条例第三十八号)(人事課)
- 新型インフルエンザ等対策特別措置法の施行に伴い、新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当を災害派遣手当として支給するため、次の条例を改正することとした。
    - 山梨県職員給与条例
    - 山梨県学校職員給与条例
    - 山梨県警察職員給与条例
- この条例は、公布の日から施行することとした。
- 山梨県市町村振興資金条例の一部を改正する条例**(条例第二十九号)(市町村課)
- 次に掲げる事業に対する新たな貸付けに係る元利補給金の交付を休止することとした。

- 山梨県景観条例による景観形成のための建設事業
- 山梨県障害者幸住条例による不特定多数の者の利用に供する施設の整備のための建設事業

た。(一)この条例は、公布の日から施行することとした。

### 山梨県税条例の一部を改正する条例

(条例第四十号)(税務課)

- この条例は、公布の日から施行することとした。
- 山梨県税条例の一部を改正する条例(条例第四十号)(税務課)
  - 地方税法の一部改正に伴い、次の改正を行うこととした。
    - 個人の県民税の住宅ローン控除について次の措置を講ずることとした。
      - 適用対象を平成二十九年年度までの入居者とし、期限を四年間延長することとした。
    - 控除限度額を所得税の課税総所得金額等の二・八パーセント(最高五万四千六百円)に引き上げることとした。
  - 公社債等の課税方式の変更に伴い、次の措置を講ずることとした。
    - 県民税配当割の特別徴収義務者に、公社債等の利子等の支払者を追加することとした。
    - 県民税株式等譲渡所得割の特別徴収義務者に、公社債等の譲渡対価等の支払者を追加することとした。
    - 法人に係る利子割を廃止することとした。
    - 延滞金の適用割合を引き下げることとした。

た。(二)この条例は、平成二十六年一月一日から施行することとした。ただし、1(一)については平成二十七年一月一日から、1(二)及び(三)については平成二十八年一月一日から施行することとした。

### 山梨県動物の愛護及び管理に関する条例の一部を改正する条例

(条例第四十一号)(衛生業務課)

- 動物の愛護及び管理に関する法律の一部改正に鑑み、次の改正を行うこととした。
  - 「動物取扱業者」を「第一種動物取扱業者」に改めるとともに、その責務として行われるべき購入者等への説明について、次の事項を明記することとした。
    - 動物の種類、習性、供用の目的等に応じて、必要な説明を行うこと。
    - 購入者等の知識等に照らして、当該購入者等に理解されるために必要な方法及び程度により、その説明を行うよう努めること。
  - 第二種動物取扱業者についても、第一種動物取扱業者と同様の責務を課すこととした。
  - 第二種動物取扱業者については、多頭飼養者としての届出義務を課さないこととした。

- 2 この条例は、平成二十五年九月一日から施行することとした。
- 1 **山梨県道路法施行条例の一部を改正する条例**（条例第四十二号）（道路管理課）
  - 1 道路法施行令の一部改正に鑑み、次の改正を行うこととした。
    - (一) 太陽光発電設備等に係る道路の占用料の額を定めることとした。
    - (二) 道路の上空を占用する物件に係る道路の占用料の額を改定することとした。
  - 2 この条例は、平成二十五年十月一日から施行することとした。
- 1 **山梨県立学校設置条例の一部を改正する条例**（条例第四十三号）（新しい学校づくり推進室）
  - 1 山梨県立都留興譲館高等学校を都留市に設置することとした。
  - 2 この条例は、平成二十六年四月一日から施行することとした。
- 1 **山梨県職員の給与等の臨時特例に関する条例**（条例第四十四号）（人事課）
  - 1 国からの要請等に鑑み、平成二十五年七月一日から平成二十六年三月三十一日まで間において、次のとおり給与等の減額措置を講ずることとした。
    - (一) 一般職
      - (1) 給料について、国家公務員に準じて次のとおり一定割合を削減することとした。
        - ア 行政職給料表適用者 職務の級が七級以上である者については百分の九・七七、職務の級が二級以下である者については百分の四・七七
        - イ その他の給料表適用者 アと同等の割合
      - (2) 管理職手当について、百分の十を削減することとした。
      - (3) 地域手当等の給料月額等に連動する手当（期末手当及び勤勉手当を除く。）について、給料等の減額率に応じて削減することとした。
    - (二) 特別職等
      - 給料及び報酬について、次のとおり一定割合を削減することとした。
        - (1) 知事 百分の二十
        - (2) 副知事、公営企業管理者及び教育長 百分の十五
        - (3) 常勤監査委員 百分の十
        - (4) 行政委員 百分の九・七七
  - 2 この条例は、平成二十五年七月一日から施行することとした。
- 1 **山梨県議会議員の議員報酬の特例に関する条例の一部を改正する条例**（条例第四十五号）（議会）
  - 1 本県の財政状況等に鑑み、県議会議員の議員報酬について次の措置を講ずることとした。

## 条 例

- (一) 現行の特例減額措置に係る減額率を次のとおり改めることとした。
  - (1) 議長 百分の五 百分の十
  - (2) 副議長 百分の四 百分の九
  - (3) 議員 百分の三 百分の八
- (二) 減額期間の終期を平成二十五年十一月三十日から平成二十六年三月三十一日に改めることとした。
- 2 この条例は、平成二十五年七月一日から施行することとした。

山梨県附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。  
平成二十五年六月二十八日 山梨県知事 横 内 正 明

### 山梨県条例第三十七号

山梨県附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例  
山梨県附属機関の設置に関する条例（昭和六十年山梨県条例第三号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項中「山梨県医療扶助審議会」を「山梨県医療扶助審議会  
山梨県子ども・子育て会議」に改める。

山梨県子ども・子育て会議	子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）第七十七条第四項各号の規定による県子ども・子育て支援事業支援計画に関する同法第六十二条第五項に規定する事項の処理並びに子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に必要事項及	二十人以内	一 子どもの保護者 二 市町村長又はその指名する職員 三 事業主を代表する者 四 労働者を代表する者 五 子ども・子育て支援に関する事業に従事する者 六 子ども・子育て支援に関し学識経験のある者 七 関係行政機関の職員	二年
--------------	---	-------	---	----

び当該施策の実施状況  
の調査審議に関する事  
務

**附則**

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。  
(附属機関の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)
- 2 附属機関の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例(昭和四十年山梨県条例第七号)の一部を次のように改正する。

別表第一中

山梨県保育士試験委員会の委員

を

山梨県保育士試験委員

山梨県子ども・子育て

会の委員

に改める。

会議の委員

山梨県職員給与条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十五年六月二十八日

山梨県知事 横 内 正 明

**山梨県条例第三十八号**

山梨県職員給与条例等の一部を改正する条例

(山梨県職員給与条例の一部改正)

**第一条** 山梨県職員給与条例(昭和二十七年山梨県条例第三十九号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「武力攻撃災害等派遣手当」の下に「及び新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当」を加える。

第二十五条の三第一項中「第百五十四条」の下に「及び新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成二十四年法律第三十一号)第四十四条」を加え、「災害応急対策又は災害復旧のため」を削る。

(山梨県学校職員給与条例の一部改正)

**第二条** 山梨県学校職員給与条例(昭和二十七年山梨県条例第四十号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「武力攻撃災害等派遣手当」の下に「及び新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当」を加える。

第十六条の八第一項中「第百五十四条」の下に「及び新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成二十四年法律第三十一号)第四十四条」を加え、「災害応急対策又は災害復旧のため」を削る。

(山梨県警察職員給与条例の一部改正)

**第三条** 山梨県警察職員給与条例(昭和二十九年山梨県条例第四十三号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「武力攻撃災害等派遣手当」の下に「及び新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当」を加える。

第二十一条の三第一項中「第百五十四条」の下に「及び新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成二十四年法律第三十一号)第四十四条」を加え、「災害応急対策又は災害復旧のため」を削る。

**附則**

この条例は、公布の日から施行する。

山梨県市町村振興資金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十五年六月二十八日

山梨県知事 横 内 正 明

**山梨県条例第三十九号**

山梨県市町村振興資金条例の一部を改正する条例

山梨県市町村振興資金条例(昭和三十七年山梨県条例第十号)の一部を次のように改正する。

第七条中「、山梨県景観条例(平成二年山梨県条例第二十四号)第二条第一項の景観形成のための建設事業」及び「、山梨県障害者幸住条例(平成五年山梨県条例第二十号)第二十三条の特定施設の整備のための建設事業、観光の振興に資する施設の整備のための建設事業」を削る。

**附則**

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。  
(経過措置)

2 この条例の施行の日前に貸付けを決定された山梨県景観条例(平成二年山梨県条例第二十四号)第二条第一項の景観形成のための建設事業、山梨県障害者幸住条例(平成五年山梨県条例第三十号)第二十三条の特定施設の整備のための建設事業及び観光の振興に資する施設の整備のための建設事業に係る市町村振興資金については、なお従前の例による。

山梨県県税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十五年六月二十八日

山梨県知事 横 内 正 明

### 山梨県条例第四十号

山梨県県税条例の一部を改正する条例

第一条 山梨県県税条例(昭和三十六年山梨県条例第十一号)の一部を次のように改正する。

第七十三条第一項中、「法第七十二条の五十五の三」及び「(第七百七十九条において「電磁的方式」という。)」を削り、同項の表中第二号を削り、第三号を第二号とし、第四号から第六号までを一号ずつ繰り上げ、同条第二項中「次の表の各号の上欄に掲げる者は、当該各号の下欄に掲げる県税関係書類(法第五十三条第四十二項又は法第七十二条の五十五の三)を、法第五十三條第四十二項に規定する控除、充当又は還付を受ける法人は、同項」に、「をいう。以下この章において同じ」を、「(以下この章において「県税関係書類」という)に改め、同項の表を削り、同条第三項中「同項の表の各号の上欄に掲げる者は、当該各号の下欄に掲げる」を「同項に規定する法人は」に改める。

第七十四条第一項中「本章」を「この章」に改め、同条第二項中「前条第二項の表の各号の上欄に掲げる者は、当該各号の下欄に掲げる」を「前条第二項に規定する法人は」に改め、同条第三項中「同項の表の上欄に掲げる者は」を「同項に規定する法人は」に、「本章」を「この章」に改める。

第七十五条第二項中「第七十三條第二項の表の各号の上欄に掲げる者は、当該各号の下欄に掲げる」を「第七十三條第二項に規定する法人は」に改める。

第七十八条中「前条第一項」を「前条第一項」に、「について」を「について」に、「前条第二項の」を「前条第二項の」に、「同条第三項第一号中」第七百七十七條第二項とあるのは「第七百七十八條において準用する第七百七十七條第二項」と、同項第二号を「同条第三項第二号」に改める。

第七十九条を削り、第七十八條の二を第七百七十九條とする。

第八十条中第二項を削り、第三項を第二項とし、第四項を第三項とする。

附則第三条の二第一項中「延滞金の」の下に「年十四・六パーセントの割合及び」を加え、「各年の前年の十一月三十日を経過する時における日本銀行法(平成九年法律第八十九号)第十五条第一項第一号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年四パーセントの割合を加算した割合をいう」を「当該年の前年に租税特別措置法第九十三条第二項の規定により告示された割合に年一パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この項及び次項において同じ」に改め、「その年」の下に「(以下この項及び次項において「特例基準割合適用年」という。)」を加え、「当該特例基準割合(当該特例基準割合に〇・一パーセント未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)」を「年十四・六パーセントの割合にあつては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年七・三パーセントの割合を加算した割合とし、年七・三パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に年一パーセントの割合を加算した割合(当該加算した割合が年七・三パーセントの割合を超える場合には、年七・三パーセントの割合)」に改め、同条第二項中「前項」を「前二項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 当分の間、法第六十五条及び法第七十二条の四十五の二の規定による延滞金に係る第十二条第一項に規定する延滞金の年七・三パーセントの割合は、同項及び前項の規定にかかわらず、特例基準割合適用年中においては、当該特例基準割合適用年における特例基準割合とする。

附則第六条第一項中「この条及び次条において」を削り、同項第一号中「第四十一条第二項」の下に「から第四項まで」を加え、同項第二号中「第十条の五」を「第十条の五の四」に、「第十条の三の二」を「第十条の三の三」に改め、同項第三号中「第四十一条の十九の五」を「第四十一条の十九の四」に改める。

附則第六条の二第一項中「平成三十五年」を「平成三十九年度」に、「平成三十五年」を「平成二十九年」に改め、同項第一号中「若しくは第五項」を「から第五項まで若しくは第十項から第十二項まで」に改め、同項第二号中「第四十一条の十九の五」を「第四十一条の十九の四」に改め、同条に次の一項を加える。

4 県民税の所得割の納税義務者が、居住年が平成二十六年から平成二十九年までであつて、かつ、租税特別措置法第四十一条第三項第二号に規定する特定取得に該当する同条第一項に規定する住宅の取得等に係る同項に規定する住宅借入金等の金額を有するときは、第一項の規定の適用については、同項中「百分の二」とあるのは「百分の一・八」と、「三万九千円」とあるのは「五万四千六百円」とする。

附則第六条の三第二項第三号中「第三百四十四條の六」を「法第三百四十四條の六」に、「附則」を「法附則」に、「第五条の四の二第五項」を「第五条の四の二第六項」に改める。

附則第十二条の第三項中、又は第三十七条の九の二から第三十七条の九の五まで、を「、第三十七条の九の四又は第三十七条の九の五」に改める。

附則第十二条の九中「同項及び附則第三条の第二項」を「同項並びに附則第三条の第二項及び第二項」に改め、「日本銀行法」の下に、「平成九年法律第八十九号」を加える。

附則第十二条の十九を次のように改める。

(東日本大震災に係る住宅借入金等特別税額控除の適用期間等の特例)

**第十二条の十九** 国民税の所得割の納税義務者が前年分の所得税につき震災特例法第十三条第一項の規定の適用を受けた場合における附則第六条及び附則第六条の二の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

附則第六条 第一項	租税特別措置法第四十一条又は第四十一条の二の二	東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律(平成二十三年法律第二十九号)第十三条第一項の規定により読み替えて適用される租税特別措置法第四十一条又は同項の規定により適用される租税特別措置法第四十一条の二の二
附則第六条 第一項第一号	租税特別措置法第四十一条第二項から第四項まで若しくは第四十一条の二	東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第十三条第一項の規定により読み替えて適用される租税特別措置法第四十一条第二項から第四項まで若しくは東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第十三条第一項の規定により適用される租税特別措置法第四十一条の二
附則第六条 第一項第二号	租税特別措置法第四十一条、第四十一条の二の二、	東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第十三条第一項の規定により読み替えて適用される租税特別措置法第四十一条、同項の規定により適用される租税特別措置法第四十一条の二若しくは租税特別措置法

附則第六条 の二第一項	租税特別措置法第四十一条又は第四十一条の二の二	東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第十三条第一項の規定により読み替えて適用される租税特別措置法第四十一条又は同項の規定により適用される租税特別措置法第四十一条の二の二
----------------	-------------------------	---

附則第六条 の二第一項 第一号	租税特別措置法第四十一条第二項から第五項まで若しくは第十項から第十二項まで若しくは第四十一条の二	東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第十三条第一項の規定により読み替えて適用される租税特別措置法第四十一条第二項から第五項まで若しくは第十項から第十二項まで若しくは東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第十三条第一項の規定により適用される租税特別措置法第四十一条の二
-----------------------	--	--

附則第六条 の二第二項 第二号	租税特別措置法第四十一条の二の二	東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第十三条第一項の規定により適用される租税特別措置法第四十一条の二
-----------------------	------------------	---

2 国民税の所得割の納税義務者が前年分の所得税につき震災特例法第十三条第三項若しくは第四項又は第十三条の二第一項から第六項までの規定の適用を受けた場合における附則第六条及び附則第六条の二の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とし、同条第四項の規定は、適用しない。

<p>附則第六条 第一項第一 号</p>	<p>又は阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成七年法律第十一号）第三項若しくは東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成二十三年法律第九号）第十三条第三項若しくは第四項若しくは第十三条の二第一項から第六項まで</p>	<p>、阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成七年法律第十一号）第三項若しくは東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成二十三年法律第九号）第十三条第三項若しくは第四項若しくは第十三条の二第一項から第六項まで</p>
<p>住宅借入金等の金額</p>	<p>住宅借入金等の金額（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第十三条第三項又は第四項の規定を受ける者の有する平成二十三年から平成二十七年までの居住年に係る同条第五項第一号に規定する新規住宅借入金等の金額を除く。）</p>	<p>住宅借入金等の金額（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第十三条第三項又は第四項の規定を受ける者の有する平成二十三年から平成二十七年までの居住年に係る同条第五項第一号に規定する新規住宅借入金等の金額を除く。）</p>
<p>当該金額</p>	<p>当該住宅借入金等の金額</p>	<p>当該住宅借入金等の金額</p>
<p>これらの規定</p>	<p>租税特別措置法第四十一条第二項から第四項まで若しくは第四十一条の二、阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第十六条第一項から第三項まで又は東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第十三条第三項若しくは第四項若しくは第十三条の二第一項から第六項までの規定</p>	<p>租税特別措置法第四十一条第二項から第四項まで若しくは第四十一条の二、阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第十六条第一項から第三項まで又は東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第十三条第三項若しくは第四項若しくは第十三条の二第一項から第六項までの規定</p>
<p>計算した同項</p>	<p>計算した同項</p>	<p>計算した租税特別措置法第四十一条第一項</p>
<p>附則第六条の二第一項 第一号</p>	<p>又は阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第十六条第一項から第三項まで又は東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第十三条第三項若しくは第四項若しくは第十三条の二</p>	<p>、阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第十六条第一項から第三項まで又は東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第十三条第三項若しくは第四項若しくは第十三条の二</p>

一 項から第三項まで 第一項から第六項まで

3 前項の場合において、当該納税義務者が平成二十六年から平成二十九年までの居住年に係る租税特別措置法第四十一条第一項に規定する住宅借入金等（居住年が平成二十六年である場合には、その同項に規定する居住日が平成二十六年四月一日から同年十二月三十一日までの期間内の日であるものに限る。）の金額を有するとき、前項の規定により読み替えて適用される附則第六条の二第一項中「百分の二」とあるのは「百分の二・八」と、「三万九千円」とあるのは「五万四千六百円」とする。

**第二条** 山梨県税条例の一部を次のように改正する。

目次中「県税関係帳簿書類」を「県税関係帳簿」に改める。  
 第十六条第一項第五号中「受ける者」を「受ける個人」に改め、同項第七号を次のように改める。

七 法第二十三条第一項第十六号に規定する特定株式等譲渡対価等（以下この号及び第三十三条の十九において「特定株式等譲渡対価等」という。）の支払を受ける個人で当該特定株式等譲渡対価等の支払を受けるべき日の属する年の一月一日現在において県内に住所を有するもの  
 第二十二條の二第一項第三号中「租税特別措置法」の下に「（昭和三十二年法律第二十六号）」を加える。

第三十三條の十三第一項中「又は租税特別措置法」を「、租税特別措置法」に改め、「と（いう。）」の下に「又は同法第四十一条の十二の二第三項に規定する特定割引債の償還金に係る差益金額（次項において「償還金に係る差益金額」という。）」を加え、同条第二項中「又は上場株式等の配当等」を「、上場株式等の配当等又は償還金に係る差益金額」に改める。  
 第三十三條の十六第二項を削る。

第三十三條の十九第一項中「当該選択口座に係る特定口座内保管上場株式等の譲渡の対価又は当該選択口座において処理された上場株式等の信用取引等に係る差金決済に係る差益に相当する金額」及び「譲渡の対価又は当該差金決済に係る差益に相当する金額」を「特定株式等譲渡対価等」に改め、同条第二項中「当該特別徴収義務者が開設している選択口座においてその年中に行われた当該選択口座に係る特定口座内保管上場株式等の譲渡又は当該選択口座において処理された上場株式等の信用取引等に係る差金決済（次条第二項において「対象譲渡等」という。）により特定株式等譲渡所得金額が生じたときは、当該譲渡の対価又は当該差金決済に係る差益に相当する金

額」を「特定株式等譲渡対価等」に改める。

第三十三条の二十第二項中、「当該特別徴収義務者が開設している選択口座においてその年中に行われた対象譲渡等により、当該対象譲渡等に係る租税特別措置法第三十七条の十一の四第二項に規定する源泉徴収口座内通算所得金額が同項に規定する源泉徴収口座内直前通算所得金額に満たないこととなつた」を「租税特別措置法第三十七条の十一の四第三項に規定する」に、「当該選択口座に係る個人に対して当該」を「同項に規定する」に改める。

第四十六条第一項第四号中「株式等」を「一般株式等」に改め、「譲渡所得等の金額」の下に、「法附則第三十五条の二の二第一項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」を加える。

第四章の章名中「県税関係帳簿書類」を「県税関係帳簿」に改める。

第七十三条の見出し中「県税関係帳簿書類」を「県税関係帳簿」に改め、同条第一項中「法第五十三条第四十二項」を削り、同項の表中第一号を削り、第二号を第一号とし、第三号から第五号までを一号ずつ繰り上げ、同条第二項及び第三項を削る。

第七十四条の見出し中「県税関係帳簿書類」を「県税関係帳簿」に改め、同条第一項中「前条第一項」を「前条」に改め、同条第二項を削り、同条第三項中「前条第一項」を「前条」に、「同項の表の上欄に掲げる者又は同条第二項の承認を受けている同項に規定する法人」を「同条の表の上欄に掲げる者」に、「県税関係帳簿書類（県税関係帳簿又は県税関係書類をいう。以下この章において同じ。）のうち同条第一項又は第二項」を「県税関係帳簿のうち同条」に、「県税関係帳簿書類」を「県税関係帳簿」に改め、同項を同条第一項とする。

第七十五条第一項中「第七十三条第一項」を「第七十三条」に、「同項」を「同条」に、「第五項第一号」を「第四項」に改め、「。次項において同じ」を削り、同条第二項を削り、同条第三項中「第一項又は」を削り、「県税関係帳簿書類の」を「県税関係帳簿」に、「県税関係帳簿書類について」を「県税関係帳簿について」に改め、同条第一号中「県税関係帳簿書類」を「県税関係帳簿」に改め、同条第二号中「第七十三条各々」を「第七十三条」に改め、同項を同条第二項とし、同条第四項中「又は第二項」を削り、同項を同条第三項とし、同条第五項中「第一項又は第二項の」を「第一項本文の規定による」に、「次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める日」を「県税関係帳簿の備付けを開始する日の前日」に、「当該各号に定める日」を「同日」に改め、「もの」の下に「とみなし、同項ただし書の規定による申請書の提出があつた場合において、その提出の日から三月を経過する日まで」にその申請につき承認又は却下の処分がなかつたときは、同日においてその承認があつたもの」を加え、同項各号を削り、同項を同条第四項とする。

第七十六条第一項中「第七十三条各々のいずれか」を「第七十三条」に、「県税関係帳簿書類（」を「県税関係帳簿（」に、「電磁的記録に係る承認済県税関係帳簿書類」を「電磁的記録に係る承認済県税関係帳簿」に、「同条第一項」を「同条」に改め、「又は同条第二項若しくは第三項に規定する電磁的記録の保存」を削り、同条第二項中「第七十三条各々のいずれか」を「第七十三条」に、「電磁的記録に係る承認済県税関係帳簿書類」を「電磁的記録に係る承認済県税関係帳簿」に改め、「又は第一項」を削り、「（県税関係帳簿書類」を「（県税関係帳簿」に改める。

第七十七条第一項中「電磁的記録に係る承認済県税関係帳簿書類」を「電磁的記録に係る承認済県税関係帳簿」に改め、同項第二号中「第七十三条各々」を「第七十三条」に改める。

第七十八条を次のように改める。  
（電子計算機出力マイクロフィルムによる保存等の承認に対する準用）

第七十八条 前三条の規定は、第七十四条各々の承認について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句に、それぞれ読み替えるものとする。

<p>第七十五条 第一項</p>	<p>同条の承認を受けようとする場合に は</p>	<p>三月前の日までに</p>	<p>、前条第一項の承認を受けようとする場合に あつては</p>
<p>第七十五条 保存</p>	<p>が、当該承認</p>	<p>が、当該承認</p>	<p>が、前条第一項の承認</p>
<p>第七十五条 保存</p>	<p>電子計算機出力マイクロフィルムによる保存</p>	<p>三月前の日までに、同条第二項の承認を受けようとする場合にあっては、当該承認を受けようとする第七十三条の承認を受けている県税関係帳簿について電子計算機出力マイクロフィルムによる保存をもつて電磁的記録の保存に代える日（当該県税関係帳簿が二以上ある場合において、その代える日が異なるときは、最初に到来する代える日。第四項において同じ。）の三月前の日までに</p>	<p>電子計算機出力マイクロフィルムによる保存</p>

第二項第二号	第七十三条	前条各項
第七十五条	前日	前日(当該申請書が前条第二項の承認を受けようとするものである場合には、電子計算機出力マイクロフィルムによる保存をもつて電磁的記録の保存に代える日の前日)
第七十六条	第七十三条	第七十四条各項
第一項	電磁的記録に係る承認済県税関係帳簿	電子計算機出力マイクロフィルムに係る承認済県税関係帳簿
	及び保存	及び当該電磁的記録の電子計算機出力マイクロフィルムによる保存
第七十六条	電磁的記録に係る承認済県税関係帳簿	電子計算機出力マイクロフィルムに係る承認済県税関係帳簿
第二項	電磁的記録に係る承認済県税関係帳簿	電子計算機出力マイクロフィルムに係る承認済県税関係帳簿
前条第一項	電磁的記録に係る承認済県税関係帳簿	電子計算機出力マイクロフィルムに係る承認済県税関係帳簿
	保存	電子計算機出力マイクロフィルムによる保存
	第七十三条	第七十四条各項

第七十九条中「県税関係帳簿書類」を「県税関係帳簿」に改める。  
 第八十条第一項中「第七十三条各項」を「第七十二条」に、「県税関係帳簿書類」を「県税関係帳簿」に改め、同条第二項及び第三項中「又は書類の備付け」を「の備付け」に改める。

附則第十二条の九の二の見出し中「配当所得」を「配当所得等」に改め、同条第一

項中「において、当該上場株式等の配当等の支払を受けるべき年の翌年の四月一日の属する年度分の県民税について当該上場株式等の配当等に係る配当所得につきこの項の規定の適用を受けようとする旨の記載のある法第三十二条第十三項に規定する申告書を提出したとき」を削り、「配当所得については、第十九条を「利子所得及び配当所得については、第十九条」に、「配当所得の金額(以下)を「利子所得の金額及び配当所得の金額(以下)に、「上場株式等に係る配当所得の金額」を「上場株式等に係る配当所得等の金額」に、「課税配当所得」を「課税配当所得等」に改め、同条第二項中「県民税」を「前項の規定のうち、租税特別措置法第八条の四第二項に規定する特定上場株式等の配当等(以下この項において、特定上場株式等の配当等」という。)に係る配当所得に係る部分は、県民税の所得割の納税義務者が当該特定上場株式等の配当等の支払を受けるべき年の翌年の四月一日の属する年度分の県民税について当該特定上場株式等の配当等に係る配当所得につき前項の規定の適用を受けようとする旨の記載のある法第三十二条第十三項に規定する申告書を提出した場合に限り適用するものとし、県民税」に、「上場株式等の配当等」を「特定上場株式等の配当等」に改め、「の金額」を削る。

附則第十二条の十の見出し中「株式等」を「一般株式等」に改め、同条中「所得割」を「、県民税の所得割」に、「株式等」を「一般株式等」に改める。  
 附則第十二条の十の次に次の一条を加える。

第十二条の十の二 当分の間、県民税の所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置

法第三十七条の十一第一項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等を有する場合には、当該上場株式等に係る譲渡所得等については、第十九条及び第二十一条の規定にかかわらず、他の所得と区分し、法附則第三十五条の二の二第一項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額(以下この条において「上場株式等に係る譲渡所得等の金額」という。)に対し、上場株式等に係る課税譲渡所得等の金額(上場株式等に係る譲渡所得等の金額(同条第四項において準用する法附則第三十五条の二第四項第三号の規定により読み替えて適用される法第三十四条の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)をいう。)の百分の二に相当する金額に相当する県民税の所得割を課する。

附則

(施行期日)

第一条 この条例は、平成二十六年一月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中山梨県税条例附則第六条第一項各号列記以外の部分及び第一号の改正

規定、同条例附則第六条の二の改正規定（同条例第一項第二号に係る部分を除く。）、同条例附則第六条の三の改正規定並びに同条例附則第十二条の十九の改正規定 平成二十七年一月一日

二 第二条の規定（次号に掲げる改正規定を除く。） 平成二十八年一月一日

三 第二条中山梨県税条例附則第十二条の九の二の改正規定、同条例附則第十二条の十の改正規定及び同条例附則第十二条の十の次に一条を加える改正規定 平成二十九年一月一日

四 第一条中山梨県税条例附則第六条第一項第二号八の改正規定（「第十条の三の二」を「第十条の三の三」に改める部分に限る。） 福島復興再生特別措置法の一部を改正する法律（平成二十五年法律第十二号）の施行の日又はこの条例の公布の日の日ずれか遅い日

（延滞金に関する経過措置）

**第二条** 第一条の規定による改正後の山梨県税条例（次条において「新条例」という。）附則第三条の二の規定は、延滞金のうち平成二十六年一月一日以後の期間に対応するものについて適用し、同日前の期間に対応するものについては、なお従前の例による。

（県民税に関する経過措置）

**第三条** 次項に定めるものを除き、新条例の規定中個人の県民税に関する部分は、平成二十六年以後の年度分の個人の県民税について適用し、平成二十五年分までの個人の県民税については、なお従前の例による。

2 新条例附則第六条の三第二項第三号の規定は、平成二十七年以後の年度分の個人の県民税について適用し、平成二十六年分までの個人の県民税については、なお従前の例による。

**第四条** 第二条の規定（附則第一条第二号に掲げる改正規定に限る。）による改正後の山梨県税条例（次項及び第三項において「二十八年新条例」という。）の規定中利子等（地方税法の一部を改正する法律（平成二十五年法律第三号）（第二条の規定）（同法附則第一条第三号に掲げる改正規定に限る。）による改正後の地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）（次項及び第三項において「新法」という。）（第二十三條第一項第十四号に規定する利子等をいう。）に係る県民税に関する部分は、平成二十八年一月一日以後に支払を受けるべき当該利子等について適用し、同日前に支払を受けるべき利子等（地方税法の一部を改正する法律（平成二十五年法律第三号）（第二条の規定）（同法附則第一条第三号に掲げる改正規定に限る。）による改正前の地方税法（次項及び第三項並びに次条第二項において「旧法」という。）（第二十三條第一項第十四号に規定する利子等をいう。）については、なお従前の例による。

2 二十八年新条例の規定中特定配当等（新法第二十三條第一項第十五号に規定する特

定配当等をいう。）に係る県民税に関する部分は、平成二十八年一月一日以後に支払を受けるべき当該特定配当等について適用し、同日前に支払を受けるべき特定配当等（旧法第二十三條第一項第十五号に規定する特定配当等をいう。）については、なお従前の例による。

3 二十八年新条例の規定中特定株式等譲渡所得金額（新法第二十三條第一項第十七号に規定する特定株式等譲渡所得金額をいう。）に係る県民税に関する部分は、平成二十八年一月一日以後に行われる特定口座内保管上場株式等の譲渡（同項第十六号に規定する特定口座内保管上場株式等の譲渡をいう。）について適用し、同日前に支払を受けるべき特定口座内保管上場株式等の譲渡（旧法第二十三條第一項第七号に規定する特定口座内保管上場株式等の譲渡をいう。）については、なお従前の例による。

4 第二条の規定（附則第一条第三号に掲げる改正規定に限る。）による改正後の山梨県税条例附則第十二条の九の二、第十二条の十及び第十二条の十の二の規定は、平成二十九年以後の年度分の個人の県民税について適用し、平成二十八年分までの個人の県民税については、なお従前の例による。

（県税関係簿書類の電磁的記録による保存等に係る経過措置）

**第五条** 平成二十五年十二月三十一日以前に第一条の規定による改正前の山梨県税条例（以下この項において「旧条例」という。）（第七十三條第一項の表第二号の上欄に掲げる者に該当した者が、同日以前に作成し、又は受領した同号の下欄に掲げる県税関係簿（同項に規定する電磁的記録（同項に規定する電磁的記録をいう。以下この条において同じ。）の備付け及び保存並びに同日以前に行つた電子取引（旧条例第七十九條に規定する電子取引をいう。）の取引情報（旧条例第七十九條に規定する取引情報をいう。）に係る電磁的記録の保存並びに同日以前に旧条例第七十三條第一項の表第二号の上欄に掲げる者に該当した者が同日以前に作成し、又は受領した同号の下欄に掲げる県税関係書類（同項に規定する県税関係書類をいう。）に係る電磁的記録の保存については、なお従前の例による。

2 第二条の規定（附則第一条第三号に掲げる改正規定に限る。）による改正前の山梨県税条例（以下この項において「二十八年旧条例」という。）（第七十三條第二項に規定する者に該当した者が平成二十八年一月一日前に支払を受けるべき旧法第二十三條第一項第十四号に規定する利子等の支払を受ける日の属する事業年度分の法人の県民税及び同日の属する連結事業年度分の法人の県民税に係る二十八年旧条例第七十三條第二項に規定する県税関係書類に係る電磁的記録の保存については、なお従前の例による。

山梨県動物の愛護及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十五年六月二十八日

山梨県知事 横内正明

山梨県条例第四十一号

山梨県動物の愛護及び管理に関する条例の一部を改正する条例

山梨県動物の愛護及び管理に関する条例（平成十四年山梨県条例第四十一号）の一部を次のように改正する。

第六条の見出しを「（第一種動物取扱業者等の責務）」に改め、同条第一項中「第十二条第一項第四号の動物取扱業者（以下「動物取扱業者」という。）を、第十二条第一項第三号の第一種動物取扱業者及び法第二十四条の三第一項の第二種動物取扱業者（次項及び第三項並びに第十三条において「第一種動物取扱業者等」という。）に改め、同条第二項中「動物取扱業者」を「第一種動物取扱業者等」に、「営業」を「業務」に、「又は借受人」を「借受人又は譲受人（次項において「購入者等」という。）」に改め、「当該動物の」の下に「種類、習性、供用の目的等に心じて、その」を加え、「行い、理解させるよう努めなければ」を「しなれば」に改め、同条に次の一項を加える。

3 第一種動物取扱業者等は、前項の説明に係る動物の飼養及び保管に関し購入者等有する知識及び経験に照らして、当該購入者等に理解されるために必要な方法及び程度により、当該説明を行うよう努めなければならない。

第十三条中「ねこ」を「猫」に、「動物取扱業者」を「第一種動物取扱業者等」に、「第七条から第十条まで」を「第八条から第十一条まで」に改める。

第十七条の見出し及び同条第一項中「ねこ」を「猫」に改め、同条第二項中「第三十五条第一項」を「第三十五条第二項」に改め、同条第三項中「第三十五条第二項」を「第三十五条第三項」に改め、同条第四項中「ねこ」を「猫」に改める。

第二十条第一項中「又は第二項」を「又は第三項」に、「ねこ」を「猫」に改める。

第二十五条第一項の表一の項中「動物取扱業者」を「第一種動物取扱業者」に、「動物取扱業者登録申請手数料」を「第一種動物取扱業者登録申請手数料」に改め、同表二の項中「動物取扱業者」を「第一種動物取扱業者」に、「動物取扱業者登録更新申請手数料」を「第一種動物取扱業者登録更新申請手数料」に改め、同表三の項中「以下」を「七の項において」に、「動物取扱業者」を「第一種動物取扱業者」に、「動物取扱業者登録再交付申請手数料」を「第一種動物取扱業者登録再交付申請手数料」に改め、同表八の項中「ねいご」を「猫の」に、「犬又はねこ引取り手数料」を「犬又は猫引取り手数料」に改める。

第二十六条中「第三十五条第二項」を「第三十五条第三項」に、「ねこ」を「猫」に改める。

附則

この条例は、平成二十五年九月一日から施行する。

山梨県道路法施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。  
平成二十五年六月二十八日

山梨県条例第四十二号

山梨県道路法施行条例の一部を改正する条例

山梨県道路法施行条例（平成十二年山梨県条例第二十四号）の一部を次のように改正する。

第七条第一項中「第七条第十号及び第十一号」を「第七条第八号に掲げる施設のうち同号に規定する特定連結路附属地に設けるもの及び同条第十三号」に、「並びに」を「及び」に改める。

第八条第一号中「第十一条の七第一項」を「第十一条の八第一項」に改める。  
別表政令第七条第一号に掲げる物件の項の次に次のように加える。

政令第七条第一号に掲げる工作物	占用面積一平方メートルにつき一年	千円	八百二十円
-----------------	------------------	----	-------

別表政令第七条第六号に掲げる施設並びに同条第七号に掲げる施設及び自動車駐車場、政令第七条第八号に掲げる応急仮設建築物、政令第七条第九号に掲げる器具及び政令第七条第十号及び第十一号に掲げる施設の項を次のように改める。

政令第七条第八号に掲げる施設	トンネルの上又は高架の道路の路面下に設けるもの	占用面積一平方メートルにつき一年	Aに〇・〇	Aに〇・〇
			一六を乗じて得た額	二を乗じて得た額
政令第七条第九号に掲げる施設	建築物	その他	Aに〇・〇二八を乗じて得た額	Aに〇・〇
			一六を乗じて得た額	二を乗じて得た額

政令第七條第十号に掲げる施設及び自動車駐車場	建築物	その他
	その他	
政令第七條第十一号に掲げる応急仮設建築物	トンネルの上又は高架の道路の路面下に設けるもの	上空に設けるもの
	その他	
政令第七條第十三号に掲げる施設	トンネルの上又は自動車専用道路(高架のものに限る)の路面下に設けるもの	上空に設けるもの
	その他	

て得た額	得た額								
Aに〇・〇									
一を乗じて得た額									
Aに〇・〇二を乗じて得た額									

別表備考第六号中「第七條第十号及び第十一号」を「第七條第八号に掲げる施設のうち同号に規定する特定連結路附属地に設けるもの及び同条第十三号」に改める。

**附則**

(施行期日)

1 この条例は、平成二十五年十月一日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の山梨県道路法施行条例別表政令第七條第二号に掲げる工作物の項及び政令第七條第八号に掲げる施設、政令第七條第九号に掲げる施設、政令第七條第十号に掲げる施設及び自動車駐車場、政令第七條第十一号に掲げる応急仮設建築物、政令第七條第十二号に掲げる器具及び政令第七條第十三号に掲げる施設の項の規定は、この条例の施行の日以後に行われる道路法(昭和二十七年法律第八十号)第三十二條第一項若しくは第三項に規定する許可の申請に係る道路の占用又は同法第三十五條に規定する協議に係る道路の占用について適用し、同日前に行われた同法第三十二條第一項若しくは第三項に規定する許可の申請に係る道路の占用又は同法第三十五條に規定する協議に係る道路の占用については、なお従前の例による。

3 前項に規定するもののほか、この条例の施行に関し必要な経過措置は、別に知事が定める。

山梨県立学校設置条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十五年六月二十八日

山梨県知事 横内正明

**山梨県条例第四十三号**

山梨県立学校設置条例の一部を改正する条例

山梨県立学校設置条例(昭和三十九年山梨県条例第十八号)の一部を次のように改正する。

第二条中「山梨県立桂高等学校 山梨県都留市」を「山梨県立桂高等学校 山梨県都留市」に改める。

山梨県都留市

山梨県都留市

山梨県都留市

山梨県立都留興譲館高等学校

**附則**

この条例は、平成二十六年四月一日から施行する。

山梨県職員の給与等の臨時特例に関する条例をここに公布する。

平成二十五年六月二十八日

山梨県知事 横内 正明

山梨県条例第四十四号

山梨県職員の給与等の臨時特例に関する条例

(趣旨)

第一条 この条例は、山梨県職員の給与等の特例を定めるものとする。

(山梨県職員給与条例の特例)

第二条 平成二十五年七月一日から平成二十六年三月三十一日までの間(以下「特例期間」という。)においては、山梨県職員給与条例(昭和二十七年山梨県条例第三十九号)第六条各号に掲げる給料表の適用を受ける職員に対する給料月額(山梨県職員給与条例及び山梨県一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例(平成十七年山梨県条例第一百号。第十四条第一項において「平成十七年県職員給与条例等改正条例」という。)(附則第十一条の規定による給料を含み、当該職員が山梨県職員給与条例附則第五項の規定の適用を受ける者である場合にあつては、同項本文の規定により半額を減せられた給料月額)同条の規定による給料を含む。)をいう。以下この条において同じ。)の支給に当たっては、給料月額から、給料月額に、当該職員に適用される次の表の上欄に掲げる給料表及び同表の中欄に掲げる職務の級の区分に応じそれぞれ同表の下欄に定める割合(次項及び第三項において「支給減額率」という。)を乗じて得た額に相当する額を減ずる。

給料表		職務の級		割合	
行政職給料表		二級以下	二級以下	百分の四・七七	
		三級から六級まで	三級から六級まで	百分の七・七七	
		七級以上	七級以上	百分の九・七七	
医療職給料表(一)		一級	一級	百分の四・七七	
		二級	二級	百分の七・七七	

医療職給料表(二)

三級以上	百分の九・七七
二級以下	百分の四・七七
三級以上	百分の七・七七

医療職給料表(三)

二級以下	百分の四・七七
三級から六級まで	百分の七・七七
七級	百分の九・七七

研究職給料表

二級以下	百分の四・七七
三級及び四級	百分の七・七七
五級	百分の九・七七

福祉職給料表

一級	百分の四・七七
二級以上	百分の七・七七

2 特例期間においては、山梨県職員給与条例に基づき支給される給与のうち次に掲げる給与の支給に当たっては、次の各号に掲げる給与の額から、当該各号に定める額に相当する額を減ずる。

- 一 管理職手当 当該職員の管理職手当の月額に百分の十を乗じて得た額
- 二 地域手当 当該職員の給料月額に対する地域手当の月額に当該職員の支給減額率を乗じて得た額及び当該職員の管理職手当の月額に対する地域手当の月額に百分の十を乗じて得た額
- 三 農林漁業普及指導手当 当該職員の給料月額に対する農林漁業普及指導手当の月額に当該職員の支給減額率を乗じて得た額
- 四 特勤手当 当該職員の給料月額に対する特勤手当の月額に当該職員の支給減額率を乗じて得た額

五 特地勤務手当に準ずる手当 当該職員の給料月額に対する特地勤務手当に準ずる手当の月額に当該職員の支給減額率を乗じて得た額

六 山梨県職員給与条例第三十四条第一項から第四項までの規定により支給される給与 当該職員に適用される次のイから八までに掲げる規定の区分に応じ当該イから八までに定める額

イ 山梨県職員給与条例第三十四条第一項又は第二項 前項及び前各号に定める額

ロ 山梨県職員給与条例第三十四条第三項 前項及び第二号に定める額に百分の八十を乗じて得た額

ハ 山梨県職員給与条例第三十四条第四項 前項及び第二号に定める額に、同条第四項の規定により当該職員に支給される給与に係る割合を乗じて得た額

3 特例期間においては、山梨県職員給与条例第四十条及び第二十六条から第二十八条までの勤務一時間当たりの給与額は、同条例第三十条の規定にかかわらず、同条の規定により算出した給与額から、給料月額及びこれに対する地域手当の月額その他同条の人事委員会規則で定める手当の月額の合計額に十二を乗じ、その額を勤務日数に七・七五を乗じたもの（山梨県職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（昭和二十八年山梨県条例第五号。以下、「県職員勤務時間条例」という。）第二条第五項又は山梨県学校職員の勤務時間等に関する条例（昭和二十九年山梨県条例第二十七号。次条第三項、第五条及び第十条において、「学校職員勤務時間条例」という。）第三条第五項に規定する職員並びに山梨県職員給与条例第八条の六に規定する育児短時間勤務職員等、同条例第八条の八に規定する再任用短時間勤務職員及び同条例第八条の十に規定する任期付短時間勤務職員にあつては、同条例第三十条の人事委員会規則で定めるもの）で除して得た額に当該職員の支給減額率を乗じて得た額に相当する額を減じた額とする。

（山梨県学校職員給与条例の特例）

第三条 特例期間においては、山梨県学校職員給与条例（昭和二十七年山梨県条例第四十号）第五条各号に掲げる給料表の適用を受ける職員に対する給料月額（山梨県学校職員給与条例の一部を改正する条例（平成十七年山梨県条例第百三十三号。第十四条第一項において「平成十七年学校職員給与条例改正条例」という。）附則第十条の規定による給料を含み、当該職員が山梨県学校職員給与条例附則第五項の規定の適用を受ける者である場合にあつては、同項本文の規定により半額を減ぜられた給料月額（同条の規定による給料を含む。）をいう。以下この条において同じ。）の支給に当たっては、給料月額から、給料月額に、当該職員に適用される次の表の上欄に掲げる給料表及び同表の中欄に掲げる職務の級の区分に応じそれぞれ同表の下欄に定める割合（次項及び第三項並びに第六条において「支給減額率」という。）を乗じて得た額に相当する

額を減ずる。

給料表	職務の級	割合
教育職給料表(一)	二級以下	百分の四・七七
	特二級以上	百分の七・七七
	二級以下	百分の四・七七
教育職給料表(二)	特二級以上	百分の七・七七
	二級以下	百分の四・七七
	特二級以上	百分の七・七七
教育職給料表(三)	二級以下	百分の四・七七
	特二級以上	百分の七・七七
	三級以上	百分の七・七七

2 特例期間においては、山梨県学校職員給与条例に基づき支給される給与のうち次に掲げる給与の支給に当たっては、次の各号に掲げる給与の額から、当該各号に定める額に相当する額を減ずる。

- 一 管理職手当 当該職員の管理職手当の月額に百分の十を乗じて得た額
- 二 地域手当 当該職員の給料月額及び教職調整額（山梨県義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例（昭和四十六年山梨県条例第四十七号）第三条第一項の教職調整額をいう。以下この項において同じ。）に対する地域手当の月額に当該職員の支給減額率を乗じて得た額並びに当該職員の管理職手当の月額に対する地域手当の月額に百分の十を乗じて得た額
- 三 へき地手当 当該職員の給料月額及び教職調整額に対するへき地手当の月額に当該職員の支給減額率を乗じて得た額
- 四 へき地手当に準ずる手当 当該職員の給料月額及び教職調整額に対するへき地手当に準ずる手当の月額に当該職員の支給減額率を乗じて得た額
- 五 特地勤務手当 当該職員の給料月額及び教職調整額に対する特地勤務手当の月額に当該職員の支給減額率を乗じて得た額
- 六 特地勤務手当に準ずる手当 当該職員の給料月額及び教職調整額に対する特地勤務手当に準ずる手当の月額に当該職員の支給減額率を乗じて得た額
- 七 定時制通信教育手当 当該職員の給料月額及び教職調整額に対する定時制通信教

育手当の月額に当該職員の支給減額率を乗じて得た額

八 産業教育手当 当該職員の給料月額及び教職調整額に対する産業教育手当の月額に当該職員の支給減額率を乗じて得た額

九 山梨県学校職員給与条例第二十一条第一項から第四項までの規定により支給される給与 当該職員に適用される次のイから八までに掲げる規定の区分に応じ当該イから八までに定める額

イ 山梨県学校職員給与条例第二十一条第一項又は第二項 前項及び前各号並びに第六条に定める額

ロ 山梨県学校職員給与条例第二十一条第三項 前項及び第二号並びに第六条に定める額に百分の八十を乗じて得た額

ハ 山梨県学校職員給与条例第二十一条第四項 前項及び第二号並びに第六条に定める額に、同条例第二十一条第四項の規定により当該職員に支給される給与に係る割合を乗じて得た額

3 特例期間においては、山梨県学校職員給与条例第十八条の勤務一時間当たりの給与額は、同条例第十九条の規定にかかわらず、同条の規定により算出した給与額から、給料月額及びこれに対する地域手当の月額その他同条の人事委員会規則で定める手当の月額の合計額に十二を乗じ、その額を勤務日数に七・七五を乗じたもの（県職員勤務時間条例第二条第五項又は学校職員勤務時間条例第三条第五項に規定する職員並びに山梨県学校職員給与条例第八条の二に規定する育児短時間勤務職員等、同条例第八条の四に規定する再任用短時間勤務職員及び同条例第八条の六に規定する任期付短時間勤務職員にあつては、同条例第十九条の人事委員会規則で定めるもの）で除して得た額に当該職員の支給減額率を乗じて得た額に相当する額を減じた額とする。

4 特例期間においては、山梨県学校職員給与条例第二十五条の規定の適用については、同条中「山梨県職員給与条例」とあるのは、「山梨県職員給与条例及び山梨県職員の給与等の臨時特例に関する条例（平成二十五年山梨県条例第四十四号）」とする。

（山梨県警察職員給与条例の特例）

第四条 特例期間においては、山梨県警察職員給与条例（昭和二十九年山梨県条例第四十三号）第六条に規定する給料表の適用を受ける職員に対する給料月額（山梨県警察職員給与条例の一部を改正する条例（平成十七年山梨県条例第四百号、第十四条第一項において「平成十七年警察職員給与条例改正条例」という。）附則第十一条の規定による給料を含む、当該職員が山梨県警察職員給与条例附則第七項の規定の適用を受ける者である場合にあつては、同項本文の規定により半額を減ぜられた給料月額（同条の規定による給料を含む。）をいう。以下この条において同じ。）の支給に当たっては、給料月額から、給料月額に、当該職員に適用される公安職給料表の次の表の上欄

に掲げる職務の級の区分に応じそれぞれ同表の下欄に定める割合（次項及び第三項において「支給減額率」という。）を乗じて得た額に相当する額を減ずる。

職務の級	割合
三級以下	百分の四・七七
四級から七級まで	百分の七・七七
八級以上	百分の九・七七

2 特例期間においては、山梨県警察職員給与条例に基づき支給される給与のうち次に掲げる給与の支給に当たっては、次の各号に掲げる給与の額から、当該各号に定める額に相当する額を減ずる。

一 管理職手当 当該職員の管理職手当の月額に百分の十を乗じて得た額  
 二 地域手当 当該職員の給料月額に対する地域手当の月額に当該職員の支給減額率を乗じて得た額及び当該職員の管理職手当の月額に対する地域手当の月額に百分の十を乗じて得た額

三 特勤勤務手当 当該職員の給料月額に対する特勤勤務手当の月額に当該職員の支給減額率を乗じて得た額

四 特勤勤務手当に準ずる手当 当該職員の給料月額に対する特勤勤務手当に準ずる手当の月額に当該職員の支給減額率を乗じて得た額

五 山梨県警察職員給与条例第三十二条第一項から第四項までの規定により支給される給与 当該職員に適用される次のイから八までに掲げる規定の区分に応じ当該イから八までに定める額

イ 山梨県警察職員給与条例第三十二条第一項又は第二項 前項及び前各号に定める額

ロ 山梨県警察職員給与条例第三十二条第三項 前項及び第二号に定める額に百分の八十を乗じて得た額

ハ 山梨県警察職員給与条例第三十二条第四項 前項及び第二号に定める額に、同条第四項の規定により当該職員に支給される給与に係る割合を乗じて得た額

3 特例期間においては、山梨県警察職員給与条例第四条及び第二十三条から第二十五条までの勤務一時間当たりの給与額は、同条例第二十七条の規定にかかわらず、同条の規定により算出した給与額から、給料月額及びこれに対する地域手当の月額その他

同条の人事委員会規則で定める手当の月額合計額に十二を乗じ、その額を勤務日数に七・七五を乗じたもの（県職員勤務時間条例第二条第五項に規定する職員並びに山梨県警察職員給与条例第八条の五に規定する育児短時間勤務職員等、同条例第八条の七に規定する再任用短時間勤務職員及び同条例第八条の九に規定する任期付短時間勤務職員にあつては、同条例第二十七条の人事委員会規則で定めるもの）で除して得た額に当該職員の支給減額率を乗じて得た額に相当する額を減じた額とする。

4 特例期間においては、山梨県警察職員給与条例第三十三条の規定の適用については、同条中「山梨県職員給与条例」とあるのは、「山梨県職員給与条例及び山梨県職員の給与等の臨時特例に関する条例（平成二十五年山梨県条例第四十四号）」とする。

（勤務日数の算出）

第五条 第二条第三項、第三条第三項及び前条第三項の「勤務日数」とは、三百六十五から平成二十五年年度における県職員勤務時間条例第三条第一項又は学校職員勤務時間条例第四条第一項に規定する週休日並びに県職員勤務時間条例第九条又は学校職員勤務時間条例第十条に規定する祝日法による休日及び同年末年始の休日である日の数を差し引いたものをいう。

（山梨県義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例の特例）

第六条 特例期間においては、山梨県義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例第三条第一項の規定に基づき支給される教職調整額の支給に当たつては、教職調整額から、当該職員の教職調整額の月額に当該職員の支給減額率を乗じて得た額に相当する額を減ずる。

（単純な労務に雇用される職員の給与及び基準に関する条例の特例）

第七条 特例期間においては、単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和三十六年山梨県条例第七号）第三条の規定の適用については、同条中「給与条例」とあるのは、「給与条例、山梨県職員の給与等の臨時特例に関する条例（平成二十五年山梨県条例第四十四号）」とする。

（山梨県企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の特例）

第八条 特例期間においては、山梨県企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和四十一年山梨県条例第四十三号）第二条の規定の適用については、同条中「昭和二十七年山梨県条例第三十九号」とあるのは、「昭和二十七年山梨県条例第三十九号」、山梨県職員の給与等の臨時特例に関する条例（平成二十五年山梨県条例第四十四号）」とする。

（県職員勤務時間条例の特例）

第九条 特例期間においては、県職員勤務時間条例第十五条第三項の規定の適用については、同項中「山梨県職員給与条例第三十条、山梨県学校職員給与条例第十九条又は

山梨県警察職員給与条例第二十七条」とあるのは、「山梨県職員の給与等の臨時特例に関する条例（平成二十五年山梨県条例第四十四号）第二条第三項（同条例第十四条第四項において準用する場合を含む。）、第三条第三項（同条例第十四条第五項において準用する場合を含む。）又は第四条第三項（同条例第十四条第六項において準用する場合を含む。）」とする。

（学校職員勤務時間条例の特例）

第十条 特例期間においては、学校職員勤務時間条例第十六条第三項の規定の適用については、同項中「山梨県職員給与条例第三十条又は山梨県学校職員給与条例第十九条」とあるのは、「山梨県職員の給与等の臨時特例に関する条例（平成二十五年山梨県条例第四十四号）第二条第三項（同条例第十四条第四項において準用する場合を含む。）又は第三条第三項（同条例第十四条第五項において準用する場合を含む。）」とする。

（外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例の特例）

第十一条 特例期間においては、外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例（昭和六十三年山梨県条例第二号）第四条第一項の規定の適用については、同項中「期末手当」とあるのは、「期末手当の額（これらの給与のうち、山梨県職員の給与等の臨時特例に関する条例（平成二十五年山梨県条例第四十四号）第二条第一項及び第二項、第三条第一項及び第二項、第四条第一項及び第二項又は第六条の規定の適用があるものについては、当該額からこれらの規定により支給に当たつて減ずることとされる額に相当する額を減じた額とする。）」とする。

2 特例期間においては、外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例第六条第一項に規定する給与の支給に当たつては、第七条の規定により読み替えて適用される単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準に関する条例第三条又は第八条の規定により読み替えて適用される山梨県企業職員の給与の種類及び基準に関する条例第二条の規定により定める基準によるものとする。

（山梨県職員の育児休業等に関する条例の特例）

第十二条 特例期間においては、山梨県職員の育児休業等に関する条例（平成四年山梨県条例第一号）第二十一条の規定の適用については、同条中「山梨県職員給与条例第三十条、山梨県学校職員給与条例第十九条又は山梨県警察職員給与条例第二十七条」とあるのは、「山梨県職員の給与等の臨時特例に関する条例（平成二十五年山梨県条例第四十四号）第二条第三項（同条例第十四条第四項において準用する場合を含む。）、第三条第三項（同条例第十四条第五項において準用する場合を含む。）又は第四条第三項（同条例第十四条第六項において準用する場合を含む。）」とする。

（公益的法人等への山梨県職員の派遣等に関する条例の特例）

第十三条 特例期間においては、公益的法人等への山梨県職員の派遣等に関する条例

(平成二十三年山梨県条例第四十三号) 第四条の規定の適用については、同条中「寒冷地手当」とあるのは、「寒冷地手当の額(これらの給与のうち、山梨県職員給与等の臨時特例に関する条例(平成二十五年山梨県条例第四十四号) 第二条第一項及び第二項、第三条第一項及び第二項、第四条第一項及び第二項又は第六条の規定の適用があるものについては、当該額からこれらの規定により支給に当たって減ずることとされる額に相当する額を減じた額とする。）」とする。

2 特例期間においては、公益的法人等への山梨県職員の派遣等に関する条例第八条に規定する給与の支給に当たっては、第七条の規定により読み替えて適用される単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準に関する条例第三条又は第八条の規定により読み替えて適用される山梨県企業職員の給与の種類及び基準に関する条例第二条の規定により定める基準によるものとする。

(山梨県一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の特例)

**第十四条** 特例期間においては、山梨県一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例(平成二十五年山梨県条例第五十九号。以下この項から第三項までにおいて「任期付職員条例」という。)の適用を受ける職員であつて、任期付職員条例第二条第一項の規定により任期を定めて採用されたもの(第四項から第六項までにおいて「特定任期付職員」という。)に対する給料月額(平成十七年県職員給与条例等改正条例附則第十一条、平成十七年学校職員給与条例改正条例附則第十条又は平成十七年警察職員給与条例改正条例附則第十一条の規定による給料を含み、当該職員が山梨県職員給与条例附則第五項の規定の適用を受ける者である場合にあつては同項本文の規定により半額を減ぜられた給料月額(平成十七年学校職員給与条例改正条例附則第十条の規定による給料を含む。))をいい、当該職員が山梨県警察職員給与条例附則第七項の規定の適用を受ける者である場合にあつては同項本文の規定により半額を減ぜられた給料月額(平成十七年学校職員給与条例改正条例附則第十条の規定による給料を含む。))をいい、当該職員が山梨県警察職員給与条例附則第七項の規定の適用を受ける者である場合にあつては同項本文の規定により半額を減ぜられた給料月額(平成十七年学校職員給与条例改正条例附則第十条の規定による給料を含む。))をいう。以下この項及び次項において同じ。(の支給に当たっては、給料月額から、給料月額に次の各号に掲げる職員の区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて得た額に相当する額を減ずる。

- 一 任期付職員条例第七条第一項に規定する給料表の適用を受ける職員であつて、その号給が一号給から四号給までのもの 百分の七・七七
- 二 任期付職員条例第七条第一項に規定する給料表の適用を受ける職員であつて、その号給が五号給以上のもの 百分の九・七七

2 特例期間においては、任期付職員条例第七条第三項の規定の適用については、同条中「給料月額」とあるのは、「給料月額から給料月額に山梨県職員の給与等の臨時特例に関する条例(平成二十五年山梨県条例第四十四号) 第十四条第一項各号に掲げる職員の区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて得た額に相当する額を減じた額」とする。

3 特例期間においては、任期付職員条例第九条の規定の適用については、同条中「(平成二十五年山梨県条例第五十九号)」とあるのは、「(平成二十五年山梨県条例第五十九号)、山梨県職員の給与等の臨時特例に関する条例(平成二十五年山梨県条例第四十四号)と(十四号)」とする。

4 特例期間においては、第二条第二項第二号から第六号まで及び第三項の規定は、特定任期付職員(山梨県職員給与条例の適用を受ける職員に限る。)に対する地域手当、農林漁業普及指導手当、特地勤務手当、特地勤務手当に準ずる手当及び山梨県職員給与条例第三十四条第一項から第四項までの規定により支給される給与の支給並びに勤務一時間当たりの給与額の算出について準用する。この場合において、第二条第二項第二号中「当該職員の支給減額率」とあるのは、「第十四条第一項各号に掲げる職員の区分に応じ当該各号に定める割合(以下この条において「支給減額率」という。))と、同項第六号イ中「前項及び前各号」とあるのは、「第十四条第一項及び同条第四項において準用する第二号から前号まで」と、同号口及び八中「前項及び」とあるのは、「第十四条第一項及び同条第四項において準用する」と読み替えるものとする。

5 特例期間においては、第三条第二項第二号から第七号まで及び第九号並びに第三項の規定は、特定任期付職員(山梨県学校職員給与条例の適用を受ける職員に限る。)に対する地域手当、へき地手当、へき地手当に準ずる手当、特地勤務手当、特地勤務手当に準ずる手当、定時制通信教育手当及び山梨県学校職員給与条例第二十一条第一項から第四項までの規定により支給される給与の支給並びに勤務一時間当たりの給与額の算出について準用する。この場合において、第三条第二項第二号中「当該職員の支給減額率」とあるのは、「第十四条第一項各号に掲げる職員の区分に応じ当該各号に定める割合(以下この条において「支給減額率」という。))と、同項第九号イ中「前項及び前各号並びに第六号」とあるのは、「第十四条第一項及び同条第五項において準用する第二号から第七号まで」と、同号口及び八中「前項及び第二号並びに第六号」とあるのは、「第十四条第一項及び同条第五項において準用する第二号」と読み替えるものとする。

6 特例期間においては、第四条第二項第二号から第五号まで及び第三項の規定は、特定任期付職員(山梨県警察職員給与条例の適用を受ける職員に限る。)に対する地域手当、特地勤務手当、特地勤務手当に準ずる手当及び山梨県警察職員給与条例第三十

二条第一項から第四項までの規定により支給される給与の支給並びに勤務一時間当たりの給与額の算出について準用する。この場合において、第四条第二項第二号中「当該職員を支給減額率」とあるのは、「第十四条第一項各号に掲げる職員の区分に応じ当該各号に定める割合（以下この条において「支給減額率」という。）」と、同項第五号イ中「前項及び前各号」とあるのは、「第十四条第一項及び同条第六項において準用する前三号」と、同号口及び八中「前項及び」とあるのは、「第十四条第一項及び同条第六項において準用する」と読み替えるものとする。

（山梨県職員の修学部分休業に関する条例の特例）

**第十五条** 特例期間においては、山梨県職員の修学部分休業に関する条例（平成十七年山梨県条例第二号）第三条の規定の適用については、同条中「山梨県職員給与条例第三十条、山梨県学校職員給与条例第十九条又は山梨県警察職員給与条例第二十七条」とあるのは、「山梨県職員の給与等の臨時特例に関する条例（平成二十五年山梨県条例第四十四号）第二条第三項（同条例第十四条第四項において準用する場合を含む。）第三条第三項（同条例第十四条第五項において準用する場合を含む。）又は第四条第三項（同条例第十四条第六項において準用する場合を含む。）」とする。

（山梨県教育委員会教育長の給与等に関する条例の特例）

**第十六条** 特例期間においては、教育長に対する給与の支給に当たっては、山梨県教育委員会教育長の給与等に関する条例（昭和二十五年山梨県条例第六十九号）第三条第一項に規定する給与の額から、当該給与の額に百分の十五を乗じて得た額に相当する額を減ずる。

（山梨県知事、副知事の給料及び旅費条例の特例）

**第十七条** 特例期間においては、山梨県知事、副知事の給料及び旅費条例（昭和二十六年山梨県条例第五十六号）第一条の規定による知事に対する給料の支給に当たっては、同条例附則第十一項及び第十二項の規定によるほか、同条例別表に定める給料月額から、当該給料月額に百分の二十を乗じて得た額に相当する額を減ずる。

2 特例期間においては、山梨県知事、副知事の給料及び旅費条例第二条の規定による副知事に対する給料の支給に当たっては、同条例別表に定める給料月額から、当該給料月額に百分の十五を乗じて得た額に相当する額を減ずる。

（山梨県常勤監査委員の給料及び旅費条例の特例）

**第十八条** 特例期間においては、常勤の監査委員に対する給料の支給に当たっては、山梨県常勤監査委員の給料及び旅費条例（昭和三十四年山梨県条例第四十一号）第二条に規定する給料の額から、当該給料の額に百分の十を乗じて得た額に相当する額を減ずる。

（山梨県委員会委員等の報酬及び費用弁償条例の特例）

**第十九条** 特例期間においては、山梨県委員会委員等の報酬及び費用弁償条例（昭和三十八年山梨県条例第八号）第一条に掲げる者に対する報酬の支給に当たっては、同条例別表に掲げる報酬額から、当該報酬額に百分の九・七七を乗じて得た額に相当する額を減ずる。

（山梨県公営企業の管理者の給料及び旅費に関する条例の特例）

**第二十条** 特例期間においては、公営企業の管理者に対する給料の支給に当たっては、山梨県公営企業の管理者の給料及び旅費に関する条例（昭和四十一年山梨県条例第四十四号）第二条に規定する給料の額から、当該給料の額に百分の十五を乗じて得た額に相当する額を減ずる。

（端数計算）

**第二十一条** この条例の規定により給与の支給に当たって減ずることとされる額を算定する場合において、当該額に一円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。

（規則への委任）

**第二十二条** この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

#### 附 則

（施行期日）

**第一条** この条例は、平成二十五年七月一日から施行する。

（山梨県知事等の給料の特例に関する条例の一部改正）

**第二条** 山梨県知事等の給料の特例に関する条例（平成十五年山梨県条例第六十九号）の一部を次のように改正する。

第一条中「期間（）」の下に「平成二十五年七月一日から平成二十六年三月三十一日までの期間を除く。」を加える。

附則第八項及び第九項を削る。

（山梨県職員等の給与の特例に関する条例の一部改正）

**第三条** 山梨県職員等の給与の特例に関する条例（平成十七年山梨県条例第百五号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項中「間（）」の下に「平成二十五年七月一日から平成二十六年三月三十一日までの間を除く。」を加える。

山梨県議会議員の議員報酬の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十五年六月二十八日

**山梨県条例第四十五号**

山梨県議会議員の議員報酬の特例に関する条例の一部を改正する条例

山梨県議会議員の議員報酬の特例に関する条例(平成二十三年山梨県条例第五十二号)の一部を次のように改正する。

本則第一項中「平成二十五年十一月三十日」を「平成二十五年六月三十日」に、「次項において」を「以下」に改め、同項を第一条とし、同条に見出しとして「(平成二十三年十二月一日から平成二十五年六月三十日までの期間における特例)」を付する。

本則第二項中「前項」を「前二条」に改め、同項を第三条とし、同条に見出しとして「(期末手当の額の算出の基礎となる議員報酬月額)」を付する。

第一条の次に次の一条を加える。

(平成二十五年七月一日から平成二十六年三月三十一日までの期間における特例)

**第二条** 平成二十五年七月一日から平成二十六年三月三十一日までの期間に係る議長、副議長及び議員の議員報酬の月額は、条例第一条の規定にかかわらず、議長にあつては同条に定める議長の議員報酬の月額から当該月額に百分の十を乗じて得た額を減じた額とし、副議長にあつては同条に定める副議長の議員報酬の月額から当該月額に百分の九を乗じて得た額を減じた額とし、議員にあつては同条に定める議員の議員報酬の月額から当該月額に百分の八を乗じて得た額を減じた額とする。

**附 則**

この条例は、平成二十五年七月一日から施行する。